

議第141号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項第1号ア中「11,500円」を「10,500円」に改め、同号イ  
中「10,500円」を「9,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

提案理由

職員の住居手当の額を改定する必要があるので提案する。